

愛労発基 0524 第 7 号

令和 4 年 5 月 24 日

各団体の長 殿

愛知労働局長

令和 4 年度全国安全週間の実施について（要請）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年度の全国安全週間が、

「安全は 急がず 焦らず 怠らず」

のスローガン下、7 月 1 日から 7 日までの間、全国的に展開されます。

同週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく連綿と続けられ、今年で 95 回目を迎えます。

当局では全国安全週間において、愛知労働局版リーフレットを作成し、広く事業場に配布し、労働災害防止に対する意識の高揚を図ることとしています。

つきましては、傘下会員事業場に対し全国安全週間の実施について周知いただくとともに、これを契機とした事業場における自主的な安全管理の定着が図られますよう、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

* 安全週間については、以下のウェブサイトで公開しています。

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi->

roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/2022anzensyuukan.html

